

平成26年第2回

# 伊根町議会定例会会議録

平成26年6月20日（第2号）

伊 根 町 議 会

# 平成26年第2回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成26年 6月20日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成26年 6月20日 9時29分			議長	宮下 愿吾	
	閉会	平成26年 6月20日 11時27分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席10名  欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	○	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席13名  欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	副町長	小西 俊朗	○	総務課主幹	石野 靖	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
	企画観光課長	泉 良悟	○	会計管理者	倉 正人	○	
	住民生活課長	上山 富夫	○	代表監査委員	坂中 宗一郎	○	
保健福祉課長	須川 清広	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前野 義明	○	主 査	今岡 敬雄	○	
					昇 うた	○	
会議録 署名議員	1番	和田 義清		2番	上辻 亨		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 平成26年 第2回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第2号)

平成26年6月20日(金)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| ○ 伊根地区家屋裏樹木の管理について  | 佐戸 仁志 |
| ○ 観光施策について          | 和田 義清 |
| ○ 結婚支援対策について        | 上辻 亨  |
| ○ ゴミ分別について          | 大谷 功  |
| サル捕獲について            |       |
| ○ 予算編成過程の公開について     | 濱野 茂樹 |
| 消防団員確保対策について        |       |
| 正しい地図を活用した教育の推進について |       |

日程第 3 行政報告

- 平成25年度伊根町一般会計等繰越明許費繰越計算書及び予備費充用について

日程第 4 閉会中の継続審査(調査)申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伊根地区家屋裏樹木の管理について 佐戸 仁志
- 観光施策について 和田 義清
- 結婚支援対策について 上辻 亨
- ゴミ分別について 大谷 功
- サル捕獲について
- 予算編成過程の公開について 濱野 茂樹
- 消防団員確保対策について
- 正しい地図を活用した教育の推進について

日程第 3 行政報告

- 平成25年度伊根町一般会計等繰越明許費繰越計算書及び予備費充用について

日程第 4 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会 議 の 経 過

平成26年6月20日(金)  
午 前 9時29分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

- 議長(宮下愿吾君) ご苦労さんでございます。早速ですがこれより会議を開きます。  
ただいまの出席議員は全員です。  
これより直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、  
1番、和田 義 清 君  
2番、上 辻 亨 君を指名します。

### ◎ 日程第2 一般質問

- 議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。  
最初に、伊根地区家屋裏樹木の管理についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。  
5番、佐戸仁志君。
- 5番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。  
我々の任期もあともう少しとなってまいりました。それでは通告書に従いまして、一般質問をさせていただきますと思います。  
まず初めに、伊根地区急傾斜壁上の山林、樹木は個人所有のものであることは重々承知した上で質問させていただきたいと思っております。  
昨年秋、大雨で日出地区に避難をせよという放送がされました。裏山は昔から土木工事などはされておらず、手つかずで急傾斜の壁に守られ安全であると、私は安心しております。しかし台風などの強風が吹くとき、心配になるのが、大きく育ったシイノキなどが家屋に倒れてくるのではないかということでもあります。20m近くある急傾斜壁上にさらに10m、20mに育っており、下から見上げると恐怖を感じる大きさになっております。そうであるならば切ればよい。簡単なことでもあります。  
ところが、家屋の所有者と家屋裏の山林の所有者は同一とは限らず、所有者の責任で切ってもらおうという話もなかなかうまくいきません。家屋所有者が何人かで費用を出し合い、所有者にお願いして切らせていただくという状態であります。切らせていただいても済めばよいのですが、木が大きく育ち、高い壁の上であり、真下には家屋、家屋の上には関西電力の高圧線が通っており、小さな木は切ってもらえても、肝心の大きく家屋にかぶさった木は切れず残っているということがよくあります。  
伊根の山は急傾斜で岩山であります。大木が地中深く根を張っているとは思えません。過去にも台風の強風で大木が山中で倒れたということがございました。私が思うに、この大木を切るにはどうすればよいか。大型のレッカー車を据え、木をつつて安定させた上で切れば簡単に切れます。そうするには、定期バスが通る町道、府道を通行どめとし、家屋上にある関西電力の高圧線を一旦切り、迂回させていただき作業する。こんなことが個人でできるのでしょうか。少し前は国道178号線でもあり、もっと許可を取るのに大変だったと思われまます。  
伊根地区の直径10cm以上の樹木は伝建物であり、切るには町の許可が必要であると聞いております。そうであるなら防災上のことも加味して、まず危険な木がどのくらいあるのか調査してはどうでしょうか。調査を十分した上で所有者、家屋の方などに受益者負担をしていただき、事業を

していただきたい。伊根地区は特殊な地形、町並みであり、一旦巨木を伐採した上で、昔木を利用して生活していたときのように、伊根地区の方々に山に入っただき管理をしてもらうなど、規則というルールづくり、指導などしてはどうでしょうか。今のままでは必ず倒木が起きると私は思っております。

我々はこの後の世代に伊根浦を残していかなければなりません。今の状態は個人のできる範囲を超えていると私は思います。専門家の意見を聞き、安心、安全なまちづくりをしていただきたいと思っております。町長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ワールドカップは大変でありますね。なかなか日本はいいところにいけなくて、大変残念に思っております。そのことはさておきまして、佐戸議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員のご質問は、伊根地区の家屋裏山の樹木管理のルールづくりについてご提案があったかと思っております。

伊根地区では昭和50年代から全集落で急傾斜工事が実施をされ、ほとんどの家屋が斜面崩壊から守られている状況でございます。しかしながら、約40年近くが経過をし、施設背後の樹木は議員のご指摘のとおり、かなり大きくなってきている状況でございます。基本的に樹木の管理は山林所有者となっており、この樹木が倒壊して何らかの被害が発生した場合の責任はその所有者となることから、山林所有者がみずから管理するか、業者等に委託して管理すべきことであります。

とは申しましても、一部の地域では家屋所有者が我慢できずに、山林所有者に了解を得て伐採を行っているところもございます。また、急傾斜施設や治山施設の背後地につきましては、場所によって異なりますけれども、おおむね2、3mは府の管理地でありますので、府民公募型事業に提案をし、施設内の伐採を実施してもらおうところもございます。

いずれにしましても、ルールというものは既に存在しておるわけでありまして。

また、伊根地区の家屋裏の樹木は伝建物とおっしゃっておられますが、これら樹木は伝建物ではございません。しかしながら、これら伝建区域内の樹木の伐採に関しては全て規制の対象になっておりますので、伐採する際は教育委員会への届け出や許可を受ける必要がございます。要するに、我が家は母屋も舟屋も伝建物ではございません。しかしながら、外観が変わるような改築をする場合はすべからず教育委員会の許可を必要とする、それと同じようなこととさせていただきます。

防災につきましては、毎年京都府と共同で危険箇所について防災パトロールを行い、その対策について協議を重ねております。また、地域整備課等におきましては、町道等、地元要望また担当課の調査をもとに危険箇所の調査をし、整備計画を立てております。また、議員のおっしゃる景観調査、今聞かせていただいたら景観調査という意味ではなくて、樹木の危ないか危なくないか、そういう調査をということでございますが、現在のところでは、景観計画とか伝建関係での伊根地区家屋裏樹木の景観というよりは、危険に関するそういった調査は予定をしております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 想定どおりの答え、ありがとうございます。

最近よくいろいろな方に言われるんですが、聞くところによると、いろいろな業者に見てもらって切ってほしいと頼んでも、やはり町道、府道の通行どめの件、大型クレーン車を設置して作業をするという。関西電力の線がありますので、簡単にはいきそうもありません、私の見る限り。私の思う限り、個人のできる範囲を既に超えていると思っております。これができるのであれば皆さん切っていると。相当恐怖を感じる大きさになっていきますので、ぜひ、答えはよろしいので調査をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 答弁、吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議員、結局のところ、民民のそういった争議と言っては悪いですが、そういうことに役場が介入して行って、どうせいこうせいということは言えないわけです。ですからそういうことがあって、相談には応じさせていただきます、相談には、ただ我々のほうから、

この木は危ないから所有者切りなさいとか、そういうことをうちから言うて回るというようなことはちょっと予定をしております。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） やはり個人が動くのと、伊根町、自治体が動くのでは、私は対応の仕方が変わるのではないかと思います。特に関西電力なんかは協力をさせていただくには伊根町自体が動いたほうが、私は個人がするよりも数段事が運ぶのではないかと思いますので、ぜひ検討のほうをよろしく願いして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 何遍も申し上げますけれども、そういうご相談があれば応じます。ただ、我々のほうからそういうことを積極的にするという事はないですよということです。そういうご相談はいつでもお受けいたします。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、観光施策についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） おはようございます。

それでは一般質問に入らせていただきます前に、今月8日にご薨去され、17日午前には告別式に当たる斂葬の儀において、国際交流や伝統工芸、スポーツの振興に尽くされた桂宮様との最後のお別れに多くの方が拝礼されました。26年にわたるご闘病生活の一方で、車椅子で多くの公務に尽くされ皇族として日本を導いてこられたことに関しまして、この場をおかりし深く感謝するとともに、謹んでご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは通告書に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。

今回は、本年3月末をもって指定管理者を募集した浦嶋公園について質問させていただきます。

ことしのゴールデンウィークに当たる5月の連休には、当町を含めた丹後地域には、海の京都構想を初めとした官民挙げてのPR効果もあってか、多くの観光客が訪れたと聞いております。町内の飲食店でも例年5月の売り上げ記録を更新する等、今後の希望につながるうれしいお話もお聞きしました。また、蒲入地区で実施されている漁港飯においては、平日でも100食近い予約もあるようで、週末もバイクツーリングを中心とした来客を中心に、にぎわいを見せていると聞いております。

しかしながら、当町に大型連休期間中に訪れる観光客の方々からは、せっかく伊根町まで来て食事を取ろうと思ったが、どこもいっぱいであり食事ができなくて残念であったという声もよく耳にしております。週末や連休期間に観光客が集中し、飲食店に限られている当町にとってはいたし方ない現状でもあり、観光業での新たな発展を目指している観点から見れば逆にありがたい話でもあり、官民双方にとっての課題点でもあると考えられます。

以前と比較すれば、町も新規の開業支援策を立てる等、問題解決に向けて支援をしていただいているところであり、商工会、観光協会、各地元の団体等と協力、連携しながら、舟屋群のある重伝地区を核とし、他の地域もこれまで埋もれていた観光資源を発掘し活用しながら、雇用創出となるような地域活性化につなげていけるよう期待し、また協力していきたいと思っております。

本題の浦嶋公園についてですが、前回の議会の中では、3月末の締め切りで指定管理者の募集が行われましたが、民間からの応募はなく締め切られたとお聞きしました。しかし、町内の1団体が手を挙げられており、その団体の方々と条件が合えばお願いする方向で進めていきたいというお話だったと記憶しております。この時点で私を含めた多くの住民の方々も、5月の連休には何らかの形で浦嶋公園が再開されるのではと思っておりました。また、5月の連休期間中は、連休前に新聞、テレビ等で報道されました隣接する浦嶋神社に、期間中に多くの方が訪れ、駐車場にも多くの車があり、前を通る住民の方々の中には、浦嶋公園が再開され多くの来客があったと思われる方も少なくありませんでした。後になり、浦嶋神社への訪問客であり、浦嶋館はまだ再開されていなかったことがわかり、また隣接する神社や本庄公民館に、神社に訪れた際の観光客の方々から、軽食案内の看板等を見て浦嶋館のほうに訪れましたが閉まっており、せっかく食事をしようと思ったが閉まっていたというようなお声も多く寄せられていると聞いております。地元の住民の方々からも、浦嶋公園が再開していると思ってお客さんを連れていったが閉店していたとの声も、この期間中は

聞きしました。

以上のように、観光客のみならず地元住民の方々からも、浦嶋公園及び浦嶋館についての問い合わせの声が多くあり、冒頭に述べました今後の大型連休期間での町内の飲食が可能な観光施設のキャパ不足解消の観点からも、以下の4点についてご質問いたします。

浦嶋公園の現状の運用形態をお示してください。

指定管理となる基準をどのように設置しているのかお示してください。

運用するに当たり問題点、課題点はどのような点なのかをお示してください。

最後に、施設を貸し出す町として、今後どのような計画、展望を持っておられるかお示してください。

以上、4点の答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、浦嶋公園の現状と運営形態のご質問でございますが、同公園につきましては指定管理者制度が始まって以降、平成25年度末まで株式会社伊根町ふるさと振興公社が指定管理者として管理運営を行ってまいりました。今年度からの新たな指定管理者については、昨年来から公募を行うものの指定管理の応募者がなく、管理運営のめども立たず、4月からの施設の営業を休止しておりました。その後、薦池小豆の会から占用の申請があり、4月中旬から占用という形で施設の一部を貸している状況でございます。したがって、光熱水費などの経費は伊根町が負担しており、占用料は利用者から徴収することと現在に至っております。

2点目のご質問でございます。指定管理者となり得る基準はどのように設定されているか。

指定管理者の候補者の選定につきましては、伊根町の公の施設の管理等に関する条例第3条で定めております。そのとおりであります。ご説明申し上げますと、法人または2人以上の任意組織は全て指定管理者の候補となることができます。しかしながら条件として、1つに法令遵守を初め施設の設置目的に即して適切に管理ができること。2つ目に施設管理運営を安定して行うこと。3つ目に効果的かつ効率的に管理できること。4つ目に町長が特に認めるものとされております。

しかし、その前提に庁舎内の設置、指定管理者導入施設運営委員会によりまして、いわゆる施設の運営委員会によりまして、多様な角度から指定管理者の選定に関して審査を行い、候補者を決定することとしております。

3点目の運用するに当たっての問題点、課題点についてでございますが、営業用施設ということもあり、通年を通しての採算性、営業に際し光熱水費などの負担割合をどのように見込むか、修繕の際の負担をどうするか等々の問題、また見込みの甘さから、運営していく中で採算が取れなくなったとき事業から安易に撤退をしてしまう、そのような問題が挙げられると考えております。

4点目の施設を貸し出す中での町の今後の計画、展望についてでございますが、本施設を拠点とし、地域資源を生かし農林水産物販売等の供給など、町内外の人々の憩いの場を提供するとともに、農林水産物の生産性、所得の向上、雇用機会の創出などが本施設の目的でございます。

よって、その目的に沿った指定管理者を求めておるところで、特段の計画や展望を持っておるわけではございません。思いまするに、やはり地元の方が地域の振興に資するよう、管理運営いただけるのがよいのではないのかなと、そのように思う次第でありますし、現状では占用ではありますけれども、薦池小豆の会の皆さんにお願いしております。そうでありますから、薦池小豆の会にお任せしてもよいのかなと、そのようなことを思っておるところでございますが、そうではあります。現段階では当面、民間のノウハウの活用により安定的な施設管理を効果、効率的に行えるよう、官民一体となって進めていく方策を検討中でございます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ありがとうございます。

ということは、現段階では占用で薦池小豆の会様が、全館管理ではなくて占用部分のみ、一部という認識でよろしいですね。ということは、今後他の民間団体が貸してくださいというご要望とかがあれば、その辺に関してはもちろん今おっしゃられたように、運営委員会の導入委員会さんのご



要望と指定管理者にふさわしいかどうかという基準はもちろんクリアしてお話なんですけれども、そういうご要望があれば、それに対しても応えていけるような姿勢で臨まれるのかどうかという点をお聞きしたいんですけれども。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 指定管理者を募集いたしました。一切ございませんでした。それからまた締め切った後でも、ちょっと見せてほしいんだけどというところは二、三ございました。見に来られました。やっぱり結構ですと。結局、指定管理をいただける方はございませんでした。

そうでありますのでやむなく休止をしておりましたが、地元の団体の方で使わせてほしいということで、それは指定管理ではないですよ、占用という許可で出しました。そうでありますので、一旦占用許可を出したのですから、指定管理者がない状況で占用許可を薦池さんに出した。そうでありますので、ことし1年はその占用でいかせていただくべきかなと思っております。

当然ながら、この間に指定管理をこちらは募集していないんですからね。募集していなかったからこういう状況になっているのに、また夏ごろになってからうちが指定管理にとか手を挙げられる方がおるかおらないかはちょっとわからないですけれども、指定管理についてはまた秋口あたりから公募をかけていく必要があるかなと思っております。しかしながら、当面は今の占用許可で過ごさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ありがとうございます。ぜひ薦池小豆の会さんの方々には頑張っていたきたいと思えます。また、今後このような観光施策に関しまして、どうしても飲食店の不足であるとか観光施設の不足であるとか、当町にまだまだ足りない部分があると思えますので、その点に関しましてはこれからもあわせて、それこそ官民挙げて一緒に町の観光産業の発展に努めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、結婚支援対策についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） おはようございます。

それでは通告書に基づいて質問させていただきます。

結婚支援対策について質問させていただきます。

今から30年ほど前の日本では、男女とも30代前半までの多くの方が結婚しており、生涯未婚率は当時男性2.6%、女性4.5%でした。しかし急速な晩婚化、未婚化に伴い、きょうでは未婚率が男性20.1%、女性10.6%に達しており、人口減少社会の大きな要因となっています。

一方、若者の意識調査では、いずれは結婚しようと思っている、結婚したいと思っているが男性84.8%、女性87.7%と高い数値となっています。この未婚者の方に独身である理由を聞いた調査結果では、適当な相手にめぐり会えないとの回答が約半数を占めたとの調査結果でありました。当町におかれましても、50歳時点で一度も結婚されていない未婚者の方が多くおられると思えますが、今現在30代以上の男女の未婚者数はどれくらいおられるのでしょうか。

また、このような状況から、国では昨年6月7日に少子化危機突破の緊急対策として、3本の矢で推進していくとあります。その中で、新たに結婚支援の文言がつけ加えられました。既に各都道府県においてもさまざまな取り組みがなされております。昨年度事業展開された長野県では、未婚者の増加を個人の問題から社会的な問題として捉え、昨年度より長野出会い応援プロジェクト事業を開始しております。事業内容として、1つに婚活サポーター、いわゆる仲人さんを募集、登録し、出会いの機会を拡大いたします。2つ目に出会いの場となる交流イベント等を企画、実施する信州婚活応援団を募集、登録いたします。3つ目に婚活セミナーの開催、これは委託にて出会いの交流を開催いたします。また、ハピネス信州ナビというポータルサイトを立ち上げ、セミナー開催日やサポーターの募集などを行っているとありました。京都府におきましても少子化対策に本腰を入れると、新聞報道でありました。今年からの5年間で出生数を2,000人増やす目標を掲げ、結婚支援等晩婚、晩産化対策、結婚支援に向けては地域で未婚男女の縁談をまとめる結婚アドバイザー

の養成を計画しているとありました。

当町におかれましては多くの未婚者の方がおられると思いますが、町内におられる40代の方にある話を聞きましたが、出会いがない、仕事をして帰って来るだけだ、土日は村の仕事、行事で知り合うきっかけづくりもないわと言っておられました。また、当町には民間の事業所もありません。少子化が進む中、当町において結婚支援は大きな課題と考えますが、今後新たな取り組みの考えはないのか、町長のお考えをお聞きしたいです。

以上、答弁を求めます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

お答えさせていただきますけれども、流れというものが、割合伊根町の婚活制度は早く始めたと思っております。婚活を始める、何遍もやる、そう言うて40代の方がお話しになると出会いの場がないとか言われる。しかしながら、婚活を催しても人が集まらない。だんだんにおらんようになってくる。大変だ、やってもしょうがないんじゃないか。またやっても、何回やりましたかね、ご説明で申し上げますけれども、カップルができて成婚率はほとんど低い。これは何をすべきか。男の人が女の人の接し方がわからないんだらう、その接し方の講座を開こう。そんなこともやったわけです。

それは全国的に皆やっていると思うんですよ。同じことを。同じように詰まってきている。そして方針が多分、今言われたように、仲人制度ですね。つないでくれる。昔で言うたら、近所のおっちゃんやおばちゃんがおって世話してくれたんですな、年ごろになると。そういった制度を復活させようかとなるようなのが今の現状ではないかなと、そのように思っております。

1つ目のご質問でございます。現在の30歳以上の男女の未婚者数については、少し前になりますが、平成22年の国勢調査の結果に30歳から49歳の未婚者についての数字が出ております。30歳から80、90までだったらうちのおばあさんでも未婚者になってしまいますので、30歳から49歳という範囲で調べさせていただいております。在住者は、対象者は381名、うち未婚者は108名であります。うち1度も結婚をされていない方は77名であります。これ平成22年の統計でございますけれども、内訳は男性62名、女性は15名でございます。よって31名は離別もしくは死別ということになります。381分の77は0.2、一度も結婚をされていない未婚率は30歳から49歳までで20%ということになるかなと思っております。

2つ目の今後の新たな取り組みについてでございます。まず国、府の動きでございますが、国でも少子化危機突破のための緊急対策として、子育て支援、働き方改革の強化に、新たに結婚、妊娠、出産支援を対策に加え、全国展開することとされております。中身についてはまだ確定していませんが、新婚世帯に対する経済面などの支援や、情報共有、地域の青年活動の促進などを図ることが検討されております。また京都府におきましても、結婚支援に向けて未婚男女の縁談をまとめる婚活アドバイザーの養成や、晩婚、晩産化対策として初産への不安を解消するための産前、産後ケアの支援体制の整備など、結婚から子育てまでの総合的な対策が検討されるようでございます。婚活アドバイザーの養成については婚活マスターとして内容が検討をされておまして、研修会の開催や婚活マスター相互の情報交換等を行う連絡会議、その開催を計画されているようでございます。また、婚活マスターの婚活支援に対し一定額補助1万円、活動が成婚に結びついた場合一定額3万円の交付を予定しているようでございます。さらに安心して幅広い出会いの場を創出する団体の年間婚活イベント開催経費に対しての活動状況に対して、補助も盛り込まれるようでございます。すべからく、ようです、ようですと歯切れが悪いわけでございますが、ほとんどのことがまだ決定事項でございませんので、そういう状況でございます。

婚活は、議員もご承知のとおり、伊根町でも平成21年度から23年度にかけて創意工夫を凝らした企画により人集めをし、カップル成立に向けて努力してまいりましたが、なかなか参加者が集まらず、また会話もできなかったことから、平成24年度には異性への接し方、身だしなみ、パーティー攻略法などの婚活セミナーも開催し、成婚率向上を目指してまいりました。しかしながら、過去4年間の事業で18組のカップルが成立したものの、成婚につながったものは1組だけでございます。行政では、カップルの組み合わせやその後のケアなどになかなか限界があるのではないかと

など、そのように思っているところでございます。

最近では、話題になっているのが男塾、婚活男塾なんですね。これは先ほど申し上げましたように、我が町では異性への接し方、身だしなみ、パーティー攻略法、婚活セミナーをやっておるんです。それが今度、よそのほうではそれをせなあかんということで、何か最近をよくやられているようでもあります。うちのほうが大分先に行っておるんですけれども、それも多分詰まると思います。

今後の政策といたしましては、国の対策や府事業の婚活マスター養成支援や、団体への助成等と連動し、本町といたしましても、独身者の出会いの機会づくりに関する事業を補助対象とした、伊根町地域向上支援事業を創設し、ボランティアグループ、地域活動団体、NPO法人及び公共的団体の取り組みを支援し、また協働してまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） ありがとうございます。

伊根町だけではないと思うんですけれども、このかいわい、宮津市、与謝野町、そういった1市2町とか、そういうところで連携して取り組んでみてはどうかかなというふうにも思うんですけれども、宮津なんかはその海星公園でLOHASコンというのが3月22日にあって、カップルが15組できたというような話も聞いております。そういったところを連携をして何かできたらというふうに考えますが、今後そういう1市2町とか、この北部管内でそういうような連携をして取り組むような考えはないでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 2市2町のほうで広域連携をやっておりますので、いろいろとお話をさせてもらうんですけれども、皆さんの口からはこのことに関して連携ということは出てこんのですね。ほかの事業はあるんですけれども、結局のところ、やっぱり我が身大事なんでしょうね。京丹後市は京丹後市、与謝野町は与謝野町、宮津市、別に伊根町と連携せんかてうちはうちでやると。うちができればいいんだと。逆にそんなうちのほうから伊根のほうに取られたってしゃああらへんやないか。そう言われたわけではないですよ。そのような腹づもりがあるのかなと思ったりもしまして、うちからは投げかけてもよそからはそうしようという返事は返ってきませんのが現実でございます。

また、地元には確かに民間の業者はないんですけれども、民間の業者はやはり町外、京都近くまで行かれて成婚されとる方も現実におられますので、町内というような小さい考え方ではなくて、やっぱり民間のほうでしたら京都市内ぐらまで行けるようなことを思われたほうがいいんじゃないかな。それとまた、そういうのじゃなくして個別に、私申し込んだんですね。例えば与謝の海の看護婦さんとか、ある団体一定の会社だとか、直で、直にそういうところと、うちが10人出すから10人来てもらえないかと。結構やるんですけれども、これもなかなか受けてくれないのが現実であります。しかしながら、そういうところをもっともっと探っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、ごみの分別について及び猿の捕獲についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。

9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは通告に基づきまして質問に入ります。

まず、ごみの分別について質問をいたします。

どのようにごみを減らすのかは生活のスタイルや経済社会のあり方と深くかかわり、地域環境の保全や資源循環型社会に切りかえていくために不可欠のテーマで、ごみ問題の解決なくして地球環境問題の解決はできません。

地球環境問題は、今世紀の最大の問題の一つではないかというふうに私は思っております。資源やエネルギーを大量に消費する大量生産、大量消費社会を切りかえて地球環境を守り、将来にわたって持続可能な社会をつくるのが大切であろうと思っております。そのためには、限られた資源やエネルギーの浪費を抑え、ごみを減らし、資源を生かしたりサイクルの仕組みをつくっていくことが大変重要であります。全国の自治体でもごみの減量、分別、資源化に取り組んでいます。当町でもそ

の流れに沿ってご努力をされていることは、リサイクルショップの設置やエコクラブへの助成、使用済み油の回収車への助成、分別がきれいなどという評価などでも承知をいたしているところでございます。

しかしながら、ごみの分別について集荷で持ち帰られずに残るごみがしばしばあるのを見かけます。ある集落では、有線放送で残ったごみを持って帰って再分別してもらうよう放送したり、ご婦人や有志がその場で再分別をしたりされておりますが、大変なことではございます。誰が出したものと嫌なうわさも出されたりして、憶測も飛び交い、陰悪な雰囲気になることもあろうかと思いません。町内でどの程度の持ち帰られないごみが出ているのか、何を間違われるのが多いのか、把握できていけばまず伺いたいと思います。

今後であります、高齢者だけに限ったことではないのかもしれませんが、高齢者がふえるとともに、残されるごみもふえるのではないかと心配をしております。例えば線引きは難しいことなんですが、80歳以上の高齢者の方またはひとり暮らしの方なんかには、高齢者マークのシールをごみ袋に張ってごみを出してもらって、間違っていたとしても集荷団体が持ち帰り再分別するような体制、また、町民からこれはどう分別するのかなどの質問のあった項目、何が間違っていたという間違えていた内容などを定期的にまとめて町民に広報することなどが必要ではないのかなと思います。リサイクル社会を確実なものにするために、町民と一緒にこの対応について再検討する必要があると思います。残されたごみの対応について伺いたいと思います。

続きまして、猿の捕獲についてであります。京都府からの猿の大量捕獲の許可が出まして、今年度からの大型檻での捕獲に大きく期待をしておるところでございます。この通告書を出した日には、タイムリーなことに猿が四、五頭捕獲されたようではありますが、現時点でこの猿の捕獲実績はどの程度になっているのかまず伺いたいと思います。

また、檻の設置されている地区では猿が集落から離れず、その出現頻度が高まっているのではないかとこの話を聞きます。何とかしてほしいという住民要望の特別高い猿対策の捕獲檻の設置によりまして猿の被害がふえたという、本末転倒なことにならないようにしなければなりません。実績が上がらず地区内に不満が募ることを心配しますが、そういう事態は絶対に避けなければなりません。大量捕獲のための今の問題点や課題、対応につきましてお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは大谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、ごみ分別についてお答えをいたします。町内でどの程度のごみが持ち帰られないのかについてでございますが、燃やすごみ、可燃ごみは回収日丸一日で約120カ所のごみステーションを回収する中、多くても1袋か2袋程度でございます。これは、燃やすごみ袋内に分別ごみであるスーパーの袋などのプラが混ざっているなど、分別できていない状況が明白である場合、イエローカードを張り、持ち帰らず分別の啓発を周知させていただいているところでございます。また、分別ごみであるプラ、再生用の紙や燃やさないごみ、プの場合でございますが、回収日丸一日でごみステーション約100カ所中、2割から3割のごみ置き場において分別ができていないごみ袋があり、イエローカードを張らせていただいております。張る枚数は、1日の回収量の袋数にしますと約5%程度あるものと思われま。状況といたしましては、プラ内にペットボトルや食品トレーがあったり、プラとプが混ざっている、混在しているケースが多いようでございます。

次に、今後残されるごみがふえるのではないかと想定されることへの対応についてでございます。議員がご心配されるとおり、高齢化が進行する中、当町の課題でもありますが、地域によって大きくばらつきがあることをご認識いただきたいと思えます。町内の中でも特に高齢者が多い地区であってもしっかり分別ができていない地区もあり、そういった地区は地元で何度も会合を持たれ、ごみ袋に番号を記入したり当番制でごみ置き場で点検されるなど、地域で工夫を凝らして対応いただいております。そのような地域での取り組みには感謝しております。今後はそうした事例も紹介するなどして啓発活動に努め、分別への協力をお願いいたす考えです。

私、高齢者になったから分別ができないんじゃないと思います。分別というのはなれでありますので、やっていることは年をとってもできると思うんです。多分、逆に言ったら私のような者がふ

だん、ごみの分別を家内に任せっ切りできていない者が、年をいってから自分でしなきゃいけないとなると、こういうときにそういうことが起きるんじゃないかなと。早くから私も習慣づけるべきかなと思ったりもしております。

また、今後ごみ収集運搬を委託しておりますふるさと振興公社社員と協議連携を密にいたしまして、円滑なごみ回収の対応をしていきたいと存じておりますが、平成21年に各戸配布しております黄色いファイル、ごみの出し方の手引に基づき一定のルールでごみ回収を進めていきたいと、ご理解とご協力をお願いするものでございます。

2点目の猿の捕獲についてでございますが、現時点での捕獲数の問題点についてご説明を申し上げます。現在新井地区において、大型捕獲おりによる宮津A群という群れの個体数調整を実施しております。宮津A群は150頭の大きな群れであり、放っておくと分裂するおそれがあることから、宮津市と共同で最大100頭の捕獲をし、50頭程度の群れとするものでございます。冬春は主に伊根町域で、夏秋は宮津市域で活動していることから、冬春は伊根町、夏秋は宮津市で平成27年3月まで捕獲を行うこととしております。現在の捕獲数でございますが、3回で15頭の捕獲しております。内訳は雄5頭、雌6頭、子4頭でございます。捕獲した猿は、WMO、野生動物保護管理事務所関西分室から獣医に来てもらい、麻酔銃で眠らせた後、個体の確認をし、安楽死処分しております。

また、現在までの問題点といたしましては、餌づけをすることで檻の付近に猿を集めるため、付近の畑が荒らされ耕作意欲をなくされている方がおられると聞いております。また、個体処理は1回あたりおおむね10頭以上が国の補助対象となっておりますが、WMOいわく、宮津A群は群れが大きくなり過ぎて5から10頭の小グループに集合体化しており、一度に10頭以上入ることは難しい状況となっております。しかしながら、地元としてはせっかく入った猿を少ない頭数であるという理由で逃がすのは住民感情を逆なでするということで、町独自の費用で処理しております。京都府からは、1回の捕獲が10頭未満の場合は逃がすように指導されております。

ただいま申し上げましたようにさまざまな課題を抱えておりますが、個体数調整による捕獲について目標頭数に少しでも近づけるよう、宮津市と協力して努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 猿の捕獲の現状なり問題点はよくわかりました。あらゆる手段を使って、全力を挙げて猿の捕獲と猿の被害防止に努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、予算編成過程の公開について、及び消防団員確保対策について、並びに正しい地図を活用した教育の推進についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。なお、濱野議員から図表提示の申し出がございました。これを許可することといたします。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 政風会の濱野茂樹でございます。6月議会最後の登壇者となります。どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。それでは通告に従いまして、質問させていただきます。

まず第1点目が、予算編成過程の公開についてでございます。

本町では町長から予算編成方針が出され、各課が方針に従って予算要求をした後、それを何段階かで査定し、予算案として議会に提出されています。我々議員が定例議会で審議しているのはこの段階のものですが、その審議している様子は傍聴ができる、あるいは数カ月後には議事録で確認することができます。まだこれからですが、近い将来には私ども伊根町議会においてもネットでの生中継や録画の視聴もできるようになることでしょうか。

しかし、予算編成に関する役所内会議は非公開とされているため、どのような基準で予算要求がなされ、どのような理由で増額、減額されているのか知ることができないというのが現状であります。当町における予算編成過程における予算査定という作業はブラックボックス化していると言えるのではないのでしょうか。現在、財政状況についての透明化を図る上で、住民と情報を共有することが大切との考えから、予算編成過程を積極的に公開する自治体がふえてきております。都道府県では鳥取県や大阪府などの自治体が公開されております。政令市でもさいたま市や堺市なども公開しておりますし、近隣市町でも京丹後市、そしてこの6月から与謝野町でも試験的ではございます

が公開されております。これらは各自治体のホームページでどなたでも閲覧することができます。この予算編成過程の公表について、少し古いですが平成20年3月の朝日新聞の記事で、昨年私もも受講させていただきました京都府町村議会議員研修会でもご講演された前鳥取県知事、元総務大臣等の役職を歴任されてこられた片山善博さんが語られておられますのでご紹介させていただきます。

予算要求の段階から財政課長査定、総務部長査定、知事査定と全ての段階でその都度ホームページで情報を公開するように変えました。例えば財政課長がこれつけた、これ切った、その理由は何だというのを全て出すわけです。資料は膨大ですが全部載せる。そして文句があれば言ってもらえる。なるほどなと思ったら取り込む。間違っていると思えば断ればいいんです。それは違いますよ、お金がありませんと断ればいい。鳥取でやってみて全く支障はありませんとのこと。全く支障がなく住民の皆様方に対する説明責任を果たせる。ほかの自治体で実施してきている予算編成過程の公開は、第5次総合計画にも掲げられている生き生き・頑張る行政、透明性のある行政、行政評価にもつながっていくと考えます。当町においても実施している編成方針の公開は一定評価はできませんが、従来の予算編成方針の公表に加え、住民参加型の町政を促進するため、予算編成作業の透明性を確保し、町の事業への理解を深めていただくためにも、予算の査定、ヒアリングの過程の情報を住民に公開する考えはないか、町長のご所見を伺いたいと思います。

続きまして2点目、消防団員等確保対策についてでございます。

消防組織法第1条によると、消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水害、火災または地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減することを任務とするとあります。消防団員は非常勤の特別職地方公務員で、日ごろは本業を持ちながらそれぞれの地域の消防団に所属し、日ごろの訓練を通して消防技術を修練し、伊根町民の生命、身体、財産を守るために日夜努力していただいております。まことにご苦労さまで敬意を表するものであります。

地域社会生活と密接な関係を保ち、訓練と経験を積んで地域住民の安全確保に消防団は必要不可欠な組織と認識しております。しかしながら、伊根町のように少子高齢化が著しく進み、人口密度の低い地域では特に消防団の必要性が高く、最近心配されている震災や水害、山林火災などへの対応には、伊根町消防団だけでは地域住民の安全をすべからず確保することは到底できないことは明らかでございます。消防団員の減少は全国的に見ても、昭和29年には200万人を超えていましたが、昭和60年には103万人、現在では89万人まで減少したそうであります。伊根町でも、平成7年には231人でしたが、平成26年156人と大きく減少しております。この156人という数字は、第5次総合計画では平成27年の予定、予測としている人数でございます。

団員の減少は、本町の消防、防災力の低下につながるとともに、ひいては町民の安心、安全な生活を脅かすことだに憂慮すべきことと考えます。最近の団員の減少は、入団対象の地域内の若年層の減少や個人主義による組織離れとか、本人は意欲を持っていても勤務する企業の理解が得られないことも、全国的に見ても当町においても少なからず聞いております。近年は、当町においては1世帯から兄弟や親子などの複数の入団促進をするなど、消防団員確保に向けて努力はなされておりますが、数字だけ見ますとなかなか思うように成果が上がっていないように見えるのが現実であります。また、自治会等を単位とした自主防災、自衛消防の仕組みづくりが、町の支援等により一部はできておりますが、まだまだ足りないというのが現状ではないでしょうか。

団員数の減少による地域防災力の低下が懸念され、消防団の役割がますます重要になっている中で、団員の職業、勤務形態、消防団の活動状況に応じた活動の見直しによる団員の負担軽減、消防団業務の範囲拡大による参加者拡大などの検討が必要だと考えます。本年2月の新聞報道にもありましたように、地方交付税の中で国は消防団員1人当たり年額3万6,500円、1回の出動当たり7,000円の手当を支払うと算定されています。報酬は、当町の報酬が国基準を上回っておりますが、災害火災時が該当すると思われる1回の出動当たり7,000円は当町では2,500円と、大きく下回っております。訓練等出動の2時間以内750円や2時間を超える1,500円は、平成23年に当町は引き上げられておりますが、火災、災害出動等の費用弁償の1回につき2,500円は、平成9年以降据え置きされたままとなっております。近隣市町と同じような水準

だろうと思いますが、団員数の減少による地域防災力の低下が懸念され、消防団の役割がますます重要になっている中で、災害時の費用弁償の引き上げを含めた消防団員の処遇を検討すべきときが来たと思います。

また、消防団運営の中で懸念しているのが、伊根町でもふえてきておりますサラリーマン団員でございます。消防団は地域に密着した防災機関として地域の安全確保のための大きな役割を果たしていただいておりますが、就業構造の変化によって消防団員に占めるサラリーマンの割合が年々高くなってきており、全国の割合は、昭和40年には26%だったものが、平成22年4月には70%を超えております。サラリーマン団員の増加により多くの団員が昼間地元から離れているため、日中における災害対応が難しくなってきております。このような団員は勤務地、勤務時間の関係から全ての消防団活動に参加することは難しく、特にサラリーマン団員の半数を占める管轄区域外通勤者の消防団活動への参加は、夜間、土日に限られています。

総務省消防庁が平成17年1月に通知した消防団員の活動環境の整備についての中で、機能別消防団員制度の設置がなされました。この制度は、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員であります。団員の職業、勤務地、居住地等が多様化し、全団員に同じ役割を期待することが困難となってきた中、他市町では予防広報業務を担当する本部団員、昼間の災害活動を担当する市町村職員によって構成されている分団、いわゆる役場分団等、各消防団が地域の特性に応じた組織を導入し、地域の安全を確保している市町もあります。懇意にしております議員の所属する宮城県川崎町では、本年度中には役場班として職員が入団するという予定も耳にしております。団員の活動環境を整備し、魅力ある消防団とするためには、消防団の活動実態を精査し、年額報酬や出勤手当等のあり方など処遇全般、昼間の災害活動等の問題を視野に入れた対応策を検討する必要があります。

そこで、以下の4点について考えがないか、町長のご所見を伺いたいと思います。

平日昼間に発生した災害等に対応する消防団員をどのように確保するのか。

町役場職員や町内に勤務する町外者に協力を求め町内全域を管轄区域とし、平日昼間だけの出勤態勢を備えた機能別消防団は求められないか。

消防職員や消防団員OBで組織する機能別消防団導入の考えはないか。

訓練や会議等を除いた災害時の費用弁償額を見直す予定はないか。

続きまして3つ目でございます。正しい地図を活用した教育の推進についてでございます。

近年、領土、領海の問題が今まで以上にクローズアップされるようになりました。国は本年1月に我が国の領土に関する教育を一層推進するため、中学校及び高等学校学習指導要領解説の一部改訂を行いました。この趣旨を踏まえると、日本人としてのアイデンティティを備え、グローバルに活用できる人材を育成していくことが求められる中、将来を担う子どもたちが自国の領土を正しく理解し、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを持つよう、自国の領土に関する教育を充実させることが求められています。改訂前まではこうした領土問題など学習指導要領の中でどのように教えることとなっているかということ、小学校では北方領土について、中学校では北方領土に加えて竹島問題について、高校では我が国が当面する領土問題について、それぞれ発達段階に応じて教えるということになっていたようです。しかし、私たちが各段階の中でこういった教育を受け、領土の認識を持って授業を受けてきたかということ、私を含め多くの皆さんは決してそうではなかったのではないのでしょうか。こういった調査結果があるということをご紹介させていただきます。

平成20年に内閣府が行った全国の20歳以上の3,000人に調査をし、有効回答数2,826人の北方領土に関する特別世論調査では、問題について聞いたことがあり内容も知っているかと答えた人と、聞いたことはあるが内容まで知らないという人とを合わせると9割以上の方が認識をしておりますが、何でこの問題を知ったかという回答になると、複数回答可という問いでございますが、約9割の方がテレビ、ラジオと回答し、学校の授業と答えた人は3割もいないのが現状でありました。また、昨年8月には内閣府が同調査を竹島について指定したところ、認知度は同じように9割あるものの、認知経路については同じように9割がテレビ、ラジオと答え、学校の授業と答えた人は何と1割も満たなかったというのが現状でありました。

また、ことしに入ってから文科省より学習指導要領解説書改訂の発表があり、各自治体に通達さ



れております。当然のことながら我が町にもあったものと思います。これは中学社会科と高校の歴史、公民で竹島と尖閣諸島を我が国固有の領土と教科書に明記するものであり、特に尖閣については領土の問題は存在しないことを理解させる発表であります。そして、下村文部科学大臣は会見で、自国の領土について教えるのは国家として当然のことであると述べました。

このような社会情勢の中、熊本県では昨年9月の議会で次のような取り組みを議会でなされたのでご紹介したいと思います。子どもたちに正しい日本地図を見て図形から日本を学んでもらおうということで議会で取り上げ、教育委員会に働きかけをし、国土地理院の地図をA1サイズにして、ことし4月から県立中学校と高校、特別支援学校の高等部の各クラス、さらに各教育事務所など関係機関1,200カ所に配付をし、張ってもらっているそうであります。本日、熊本県の議会の方にご協力いただきまして地図をお持ちしました。これが実際に熊本県が取り組みをし、学校の教室で張られている地図であります。本取り組みは、本年3月26日は衆議院文部科学委員会で宮川典子自民党青年局次長が質疑に立ち、我が党の青年局で今正しい日本地図を普及させようということで、全国運動を始めています。熊本県教育委員会が作成した地図を与野党委員に披露されました。下村大臣からは、関係の皆さんが大変ご協力をなされていることに対して本当に敬意と感謝を申し上げたいとエールがあり、しっかりと受けとめながら領土教育について子どもたちに正しい知識を学ぶ環境をつくっていききたいとの答弁がありました。また、熊本出身の西川副大臣からは、自民党青年局とのキャンペーンと相まって1つの大きな果実が実ってきつつあるということは本当に文科省としてもありがたい、文科省としても現場の創意工夫のある取り組みについて適切に情報を提供しながら、お互いに日本の領域についての理解をしっかりと深めていきたい、そういう思いで頑張っていくとの答弁がありました。

今回私は、ただ領土、領海の問題のためだけに質問するのではなく、沖縄や離島を別の場所に枠等で区切って別の位置に描く、表示しているような地図ではなく、また天気予報で使われるような位置関係を省略した地図では正確な理解はできません。我が国の領土に関する理解を深めるために、日本地図を図形としてもしっかりと覚えてもらうために、日本の位置や隣国との距離を把握しやすい日本の領土全体を表現している地図、いわゆる正しい日本地図を活用することは有効ではないでしょうか。毎日教室で見られる環境を私たち大人がしっかりとつくって、正しい領海や海の名前、島の名前や各都道府県の所在地を知ってもらい、子どもたちに図形で日本地図をしっかりと覚えてもらうために、熊本県が取り組んだように、伊根町としても町が所管する学校の全ての教室と教育施設に配付すべきではないかと考えます。参考までに、同様の地図が国土地理院発行の日本とその周辺500万分の1として1枚税込み823円で市販されております。各小中学校の教室や教育施設に配付、掲示しても、予算的には約1万5,000円程度でございます。

そこで、最後の質問として教育長にお尋ねさせていただきます。先ほど述べた熊本県が取り組んだ素晴らしい取り組みを本町としても参考にして未来の子どもたちに正しい日本を学んでもらうために、教育の一環としても利用できる正しい日本地図を、伊根町としても遅くとも来年4月から町が所管する学校全ての教室、教育施設に配付すべきではないかと考えます。教育長のご所見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは私のほうから、地図の話は置いておきまして、私のほうからお答えしたいと思います。

しかしながら、今濱野議員の正しい日本地図ですか、見せていただいております、小さいときに私の小学校、中学校を思い出しますと、大概地図なんていうのは各教室に張ってあったものじゃなかったかなと思ったりもしますし、今思ったのが日本地図もいいんですけども、私なんかは地球儀をみんな置くべきじゃないのかなと。世界的な俯瞰できる地球儀を、それをやっぱり見せてやるのは子どもにはもう一つ大事なかななんて感想を持ちたりもいたしました。

それでは、私のほうから予算編成の過程の公開について、また消防についてのご質問についてお答えをしたいと思います。

まず1点目の予算編成過程の公開であります、議員がお調べになられたとおり、京丹後市、与



謝野町では予算査定の段階をホームページに公開されております。それぞれ財政担当部局での査定と理事者による査定の2段階の査定の形態をとっておられ、財政担当による査定では細かく細部までを、理事者のところでは事業単位でまとめた査定をされているようでございます。本町の予算編成は編成方針を示した後、経常経費から新規事業さらには政策的な主要事業まで、各担当課長が要求をし、それを私が一括をして査定をしております。要するに、私が町長に就任するまでは担当課長かどこから上がってきます、それについて財政部局と助役さんと査定があります。それが今度最終的に町長決裁まで、そういう段階を経ておりました。しかしながら、私になりましてからはそういう過程は踏んでおりません。いろいろとヒアリング等をしますけれども、方針を示し、それに基づいた各課の予算を上げてもらいましたら、それを財政部局も副町長も同席をしまして、私と一緒にワンストップでやります。すべからくそこで聞いて協議して、私が全ての査定をしております。そうであるので、ある意味その過程を公開してと言われると、要するに私のバランス感覚であったり政治的、戦略的思いという頭の中を公開してというようなことにならないのかなど、そのように思う次第であります。

もうちょっと申し上げますと、予算要求の前段で主要事業は別にヒアリングを行うこともあります。査定は予算の一番細かいところまで行っており、節、さらには細節、細細節まで査定を行います。本町の場合、予算編成プロセスを公開しても、各課の要求額と最終予算書としてできたものの金額の違いがわかるだけのものとなります。それも新規事業や主だった事業についてはあらかじめ指示を出しておりますので、そのような場合、査定の前後で金額の乖離は余りございません。予算規模の大小を今さらながら言うわけではございませんが、本町の財政状況は財政力指数も0.12程度、自主財源も本年度は当初予算資料でお示しをしたとおり16%余りでございます。財政運営の健全性と裁量の余地を示す経常収支比率もここ数年でこそ80%台になっておりますが、私が就任した当時は99.8%と裁量の余地が全くない状況でございました。思い出します、私が一番最初、平成19年の予算編成をしたとき、これはもう足りない。足りないから予算というものじゃないですね、ただ削るだけです。上がってきたものをただ一律削る、そういう作業で今から思うと予算編成というようなものではございませんでした。

また、この数値の改善もいわゆる経常収支比率の改善でございまして、町債発行の抑制と財政調整基金と減債基金の積み立てによるものでございまして、いわゆる自由に使えるお金がごくごく限られておる状況でございまして。つまり、本町のような予算規模、財政状況では、編成過程を公表し、住民の皆さんにごらんいただくべき内容、メリットは余りないのではないかと考えております。それよりもわかりやすい予算書、わかりやすい予算説明資料の作成に限られた職員による業務力を傾注すべきと考えており、編成過程の公表については特に必要性を感じていないところでございます。また、そのような公表を行いましても、余り住民参加型の町政につながるようには考えていないところでございます。

次に、消防団員確保対策についてでございます。

まず消防団の現状をご説明申し上げます。本町は平成19年度に消防団再編計画を策定し、平成20年度に4分団制から現在の2分団制へと移行しました。定員を156名としております。現在定員156名に対して156名の団員が確保できております。充足率は100%であります。また団員数156名、これを人口比率で言えば6.6%でございまして。これは京都府下トップであります。図抜けております。全国的に申し上げましてもトップクラスであります。ちなみに近隣市町を見ても、宮津市は2.3%、与謝野町1.4%、京丹後市2.4%、これだけ差がございまして。京都府下を見ましても、次点、やっぱり人口が少ないところは率ですから多くなりますけれども、次点の笠置町で5.9%、京丹波町で5.4%、南山城村で5.1%、和東町で4.7%。府内のよいところでも6%を超えるところはございません。伊根町だけでございまして。また、大きな市町になると1%以下はざらです。宇治市などは0.19%、長岡京市0.18%、大山崎町に至っても0.67%、そういったぐあいでありまして。

また、本町の消防団員を職業形態別に分析しますと、被用者129名でその比率は82.7%、議員がおっしゃる全国平均よりずっと高いです。サラリーマン団員が多くあります。しかしながら、在外勤務団員は53名で全団員に占める割合は33.9%、つまりサラリーマン団員であっても

6割以上は町内におられるわけであります。皆さんが思っておられる以上に、町内で仕事をしている団員は多いのではないのでしょうか。

そこでまず1点目の、平日昼間に発生した災害時における団員の確保についてでございますが、先ほども述べましたように、町内に勤務されている方は156名中103名、66%の団員がおられます。団員確保はできているように思っております。問題は、その方が平日の昼間に出勤をしていただけるかどうかという点でございます。現状、団の判断で災害の程度に合わせ、見合いの出勤をいただいております。災害時は企業も協力的で、苦情を言われるようなことはございません。しかしながら、議員がおっしゃられるように、国のほうではこのことについて大変苦慮をしております。消防団員の被用者比率の増加に苦慮しているところであり、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第11条にも、事業所の協力について記載されております。すなわち従業員の消防団への加入、消防団活動が円滑に行われるようにするための事業者による配慮、消防団員に対する不利益な扱いの禁止などについて、経済団体等に働きかけを行っております。本町としましても、今後とも国と市町村が運用する消防団協力事業所表示制度の活用により、事業所における消防団活動へのより理解及び協力を促進し、一層の平日昼間の消防団員確保を図りたく考えております。これがしっかり進めれば、町外に出ております団員、あとの53名につきましてもおおむね四五十分で帰ってこられますので、その徹底を図りたく思っております。

議員各位は既にご存じだとは思いますが、伊根町は平成24年3月1日からこの制度を運用しております。しかしながら、伊根町内には1事業所も登録をしていただけていないのが現状でございます。これを機会に、1事業所でも多くこの制度に登録していただけるよう広報活動に努めるとともに、消防団員を兼務されております議員の雇用主様にもこの制度についてご協力いただけるよう、働きかけをお願いしたいと思います。つまり、業務のさなかに出勤要請があった場合、事業主が団員になっている従業員を快く送り出さしていただくようお願いをするものでございます。しかしながら、現状はおおむねそのように回っているようでございます。

次に、機能別分団は求められないか、また消防職員、消防団員OBで機能別分団導入の考えはないかについてでございます。

議員が言われる平日昼間だけの機能別分団というものを考えてみますと、町外在住者で昼間町内に勤務し、災害時に活動する団員ということでございましょうが、その訓練を一体どこでするかということなんですね。やはりそういうふうな公にそういうものを組みますと、当然訓練が必要でありますし、訓練なしに活動させたときのものの場合、一体誰が責任を負うんだというような大きな問題がございます。なかなか困難ではないかなと思っております。町外から来られている方につきましては、仕事に来られておる方につきましては、有事の際はまずはみずからの安全を確保し、その上でそれぞれの企業、勤務先の責任と指示に従って、自己責任でできる範囲でご協力いただければと、そのように思っております。また、OBでの機能別分団ということでございますが、伊根町におきましては自主防災組織を結成されている自治区もあります。近年では、消防団再編に伴い消防資機材がない2自治区において新たに自主防災組織を結成していただき、新たな消防機材の配備について助成をしております。これはすべからず、当然消防団OBの皆さんに結成をいただいたものであります。自主防災組織がない自治区において、機能別分団を結成するというご提案かと思っておりますが、前々から申しておりますように、災害発生時におきましては自助、共助、公助が原則ではなかろうかと思っております。自主防災組織はいわゆる共助であります。機能別分団は公助になろうかと思っております。現在のところ、機能別分団を組織するところまでの必要性は感じず、必要な自治区については自治防災組織を結成していただき、それに対する助成を考えております。

最後に災害時の費用弁償についてでございます。

現在の単価は、火災災害出勤は1回当たり2,500円、訓練出勤1回は2時間以内で750円、2時間以上で1,500円でございます。これは平成23年度に開催された特別職報酬審議会にて答申を受けた金額でございます。私を初め、議員各位の報酬と同様に審議会でお出された結果でございます。この金額が高いか低いかは人それぞれの考えでございますが、当町におきましては、団員報酬は議員がおっしゃったとおりであります。地方交付税単価よりも高額であります。団員平均報酬額は、京都府下で26団体中4番目に高いほうでございます。また、災害発生時の費用弁償につ

きましては京都府下7番目となっております。7番目とはいいいましても、災害出動費用弁償はいわゆる議員がおっしゃるとおり、地方交付税単価よりも低いのが現状であります。全国平均は3,379円、京都府平均1,438円、すべからく低いわけであります。その中の2,500円、まあまあかなと思う次第であります。

しかし、ご存じのこととは思いますが、伊根町では消防団の処遇改善のために運営交付金を交付しております。これを災害発生時における費用弁償の単価として逆算をしますと、平成25年度災害、消防出動、これは延べ人員数51人、51回であります。運営交付金額は99万2,000円、これを割り算しますと3万9,680円、よって平成25年度の場合2,500円を加えれば、災害消防出動1回当たり4万2,180円となります。そういう交付金を出しとるわけです。そうでありますから、100回にふえても1回の出動は2万円は確保できると、そういう計算になるわけであります。

消防団とは、みずからの町をみずからで守るといふ郷土愛護の精神、崇高な使命感のもとに活動されております。このことについては心より感謝と敬意を表するものでございます。伊根町は個々の金額が幾らではなく、トータルとして消防団運営経費にその思いを込めております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） それでは、濱野議員のご質問にお答えします。

子どもたちに正しい日本地図を見て図形から日本を学ぼうと、国土地理院のA1サイズの地図を中学校、高校、特別支援学校、教育事務所に張る取り組みが熊本県で行われています。これは、正しい日本地図を毎日教室で見られる環境をつくり、正しい領海や領土、島の名前、都道府県を知り、そして日本地図の図形をしっかりと覚えることにつながると思うが、当町はこの取り組みを行う考えはないかとのご質問であります。回答します。

現行指導要領、中学校社会科では日本や世界の地理的事象に対する関心を高め、広い視野に立って我が国の国土及び世界の諸地域の特色を考察し理解させ、地理的な見方、考え方の基礎を培い、我が国の国土及び世界の諸地域に関する地理的認識を養うとされております。その際教科用図書、地図を十分活用するように示されております。これは特に学習指導要領とあわせて、町内の小中学校では採択された地図帳等を活用した指導を行っており、あわせてかける地図、先ほどお見せいただいたもののさらに4倍ほどの大きさのものでありますが、それらの補助教材を活用した理解しやすい指導も行っております。平成27年度小学校教科用図書の検定は現在行われているところであります。文科省から検定の方針が示され、それに沿った工夫や編集が各図書会社によって行われておるものを参考にしながら、採択に事務を進めております。

正しい日本地図を毎日教室で見られる環境をつくり、正しい領海や領土、島の名前、各都道府県を知り、そして日本地図の図形をしっかりと覚えることというご質問の趣旨は、指導要領の趣旨に合ったご指摘でありますので、十分検討ができると思っておりますし、採択された教科用図書の内容を今後十分検討しながら今後の取り扱いについて検討していきたいと考えます。また、採択された図書会社から付随した資料や教材も添付されると予想されますので、それも含めて検討していきたいと考えます。

以上であります。

○議長（宮下愿吾君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 町長、言うときですが、この地図ですが教室に日本地図を今でも張っております。ただ、沖縄との位置関係とかそういったものが短くなったりとか粹外に記載されている地図が掲示されておりますので、私が言っているのは、こういった距離感も含めて表示される地図を張るべきではないかということで、先ほど検討するというのをいただきましたので、その辺はぜひともご検討いただきたいというふうに思います。

予算編成過程の公開についてでございますが、できない理由をしっかりと述べていただいたなどというふうに思っておりますが、最初から議論の段階で公開しようという考えがない中で、公開したくないんだというようなどうしても答弁に聞こえてしまったんです、私。何かその辺がかみ合っていないのかなというふうに、時間もありませんでしたので。これにつきましてはまた9月議会になる

うか、その後また任期いただければという形になろうと思いますけれども、そういった場でもう一度しっかりと時間を設けさせていただいて質問させていただきたいと思いますので、本日の質問はこれにて終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 予算査定を公開したくないとかそういうんじゃないです。議員が言われましたよそのほうで最初担当課があり、財政課があり、また副町長あたりがあつて、最後市長ないし町長に行くという。うちでは見せるべきそういう段階がないんですね、そんな。さっきも言いましたように、施政方針についてはもう言います。それに基づいて私の思いも伝えて各課が、経常収支がほとんどですけども、8割は経常収支である。あとのわずかな部分について、新規事業や、私の意思に基づいて、この職種についてはこんな思いで何かやれとか、基づいてやりますよね、新規事業を。または政策的なこれをこれをやれと、これについて頑張つてやれと。そういうのはやりませし、それについては一応ヒアリングもやっています。それをワンストップでやっちゃう、それを課が1つづくり、今度は財政課とか副町長がそれを査定し、出たものが削られ、また何かあれば削られ、そして私のところでどうなるか。そういう起伏はないんですよ、ワンストップでやっちゃうから。1つの部屋の中で全員が集まるんですよ、うちは。だから、その過程を見せるというのはどうやったらいいのかなと。じゃ、担当課のほうから上がってきたものがどうなったか。割合、余り金額的なものよりも、どっちかというとぼっさりですね。やるかやらないか。予算の査定の仕方とか対象者が余りにも査定が違っていれば変わりありますけれども。そういうふうな状況ですので余り皆さんにお見せする、過程を公開するという事はないんじゃないかなと思っております。

それと1点、先ほど数字のほうで申しわけない、大変間違えておりました。運営交付金が9万9千200円で災害出動は51回、延べ人数にしても51、それで割りますと1万9千450円です。それに2,500円を足しても2万1,200円程度でございました。その点の数字、改めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これで本定例会における一般質問を終わります。

休憩をいたします。15分弱、11時20分の再開にいたしたいと思います。よろしくお祈いします。

休憩 11時07分

再開 11時20分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎ 日程第3 行政報告

○議長（宮下愿吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。初めに地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度伊根町一般会計等繰越明許費繰越計算書及び予備費充用についての報告をお願いいたします。石野主幹。

○総務課主幹（石野 靖君） 平成25年度伊根町一般会計等繰越明許費繰越計算書及び予備費充用について説明（説明記載省略）

以上、繰越関係予備費充用の報告とさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで行政報告を終わりました。

◎ 日程第4 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題といたします。総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、議会規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りをします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をしました。

◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第2回伊根町議会定例会を閉会します。ご苦労さんでした。

議員の方にご報告だけ申し上げます。実は伊根町農業委員会委員の任期満了に伴いまして議会推薦の依頼がございました。伊根町長から農業委員会等に関する法律第12条第2項により農業委員2名の推薦依頼がありました。うち1名は女性ということでありまして、去る6月3日の議会運営委員会で協議をいただきました。現在これまでは大谷議員と泉議員にお世話になっておったんですが、協議の結果、1名は大谷議員を推薦することに決定をしました。もう1人の女性の推薦については、協議の結果、議会運営委員長に一任するということとなりました。議会運営委員長に関係各課との調整を行っていただきまして、岡田博美さん、伊根町朴丸の方でございます、を推薦することとなりましたので、ここにご報告をいたします。

以上であります。何かご質問ございますか。なければこれをもちまして本定例会を終了いたします。ご苦労さんでした。

閉会 11時27分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員